

## 新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

【対象のお客さま】

でんきMプラン（中部D）、でんきLプラン（中部D）、ecoMプラン（中部D）、ecoLプラン（中部D）

### ■ auでんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>3 定義</b> (略) (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p><b>3 定義</b> (略) (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p><b>附 則</b> <b>1 auでんき約款の実施期日</b> このauでんき約款は、2022年7月1日から実施いたします。 (略)</p>	<p><b>附 則</b> <b>1 auでんき約款の実施期日</b> このauでんき約款は、2022年11月1日から実施いたします。 (略)</p>

■ au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「<b>納付金単価を定める告示</b>」といいます。）および<b>回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からauELにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「<b>減免額</b>」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金卖価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金卖価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金卖価に相当する金額とし、<b>再生可能エネルギー電気の利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金卖価を定める告示（以下「<b>納付金卖価を定める告示</b>」といいます。）および<b>インバランスリスク卖価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からauELにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「<b>減免額</b>」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>(II) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合</p>

<p>(Ⅰ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合        (略)</p> <p>(Ⅱ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合        平均燃料価格は、68,900 円といたします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = (68,900 円 - 45,900 円) × <math>\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則（実施期日）</b>        この料金表は、2022 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b>        この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>